

会 議 記 録				
会 議 の 名 称		総務文教常任委員会		会議場所 第3委員会室 担当職員 山内
日 時	平成30年3月12日(月曜日)		開 議 閉 議	午後1時15分 午後3時52分
出席委員	◎奥野 ○三上 田中 山本 竹田 小松 福井			
執行機関 出席者	藤村市長公室長、山内ふるさと創生課長、小栗人事課長、阿比留人事課給与係長、 田中生涯学習部長、伊豆田市民力推進課長、桂市民力推進課副課長、 大西総務部長、石田総務課長、森川自治防災課長、井上自治防災課主幹、 水主自治防災課消防係長、 田中会計管理室長、林財産管理課長、山崎財産管理課副課長、 鎌江財産管理課公共施設マネジメント係長 山本教育部長、和田教育部次長、片山教育総務課長、土岐学校教育課長、 河原社会教育課長、中川教育総務課副課長、亀井社会教育課副課長			
事務局	片岡事務局長、山内事務局次長			
傍聴	可	市民 0名	報道関係者 0名	議員 0名

会 議 の 概 要

13 : 15

1 開議

2 事務局日程説明

13 : 20

3 議案審査

(市長公室 入室)

13 : 20～

【市長公室】

(1) 第42号議案 職員の退職手当に関する条例等の一部を改正する条例の制定
について

市長公室長 あいさつ
人事課長 説明

《質疑》

<田中委員>

退職手当の位置付けについては、生涯賃金ということになると思うが、人事課としてはどのように考えているのか。

<人事課長>

退職手当の位置付けについては諸説あるが、国の方では、退職の功労に対する報償金というふうに言われている。

<田中委員>

昨年、国家公務員の給与関連法案の国会審議の中で、人事院の給与局長が「退職後の

生活設計を支える勤務条件的な性格を有している」として、退職手当の労働条件的な性格を認めている。そういう点から言えば、職員組合との交渉は済んでいるのか。

<人事課長>

職員組合とは、2月5日に交渉が妥結している。

<福井委員>

退職金の減額については、数年かかって段階的に下げていくという説明が、以前にあったように思うが、今回はその一環であるのか。

<人事課長>

それについては、平成25年の改正のときであり、3年間かけて実施したが、その3年間は終了した。

今回は1回限りで実施するものである。

<田中委員>

今回の条例改正が適用されるようになれば、平均してどれくらい減額となるのか。

<人事課長>

適用は4月1日からになるが、今年度の定年退職者の場合で試算すると、1人当たり約76万7千円となる。

(質疑終了)

(2) 第43号議案 亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

人事課長 説明

《質疑》

<田中委員>

着後手当というのは1回きりか。

<人事課長>

1回きりである。

<福井委員>

今までは何もなかったということか。

<人事課長>

そのとおりである。

(質疑終了)

(3) 第44号議案 亀岡市移住・定住促進施設設置条例の制定について

ふるさと創生課長 説明

《質疑》

<山本委員>

使用料の減免について、複数で宿泊する場合で、1人だけ市内の方がおられる場合は、料金はどうなるのか。

<ふるさと創生課長>

その場合は、市外の方は市外の料金をいただき、市民のみ3割減免となる。

<福井委員>

今後、指定管理を予定されているということだが、それは別の案件と考えればよいのか。

<ふるさと創生課長>

今すぐに指定管理を行う予定はない。

宿泊施設としてどれだけの利用があるのか、それに対してどれだけの経費がかかるのか等について、一旦、市で数年かけて把握して、その後、指定管理料等を決めていきたいと考えている。

予定では、2～3年後には指定管理を行っていききたいと考えている。

<福井委員>

条例が施行される4月以降の施設管理は、どのようなになるのか。

<ふるさと創生課長>

まずは直営方式をとるが、管理委託としてアレックス・カー氏の会社「ちいおり」に委託を行う予定である。

<小松委員>

使用料は宿泊使用と移住体験使用とで大きな差があるが、移住体験使用は、いろいろと条件があるのか。

<ふるさと創生課長>

条件等については、規則で定めていききたいと考えているが、移住という名目で宿泊されると悪用ということになるので、そういうことをさせないために、いろいろな制限を加えて一般の宿泊と分けていきたい。

期間は概ね2週間程度までにしようと考えている。

<福井委員>

2週間程度ということは、土・日も入ると思うが、土・日の料金とは関係なしに減免を行うのか。

<ふるさと創生課長>

土・日が入った場合は、土・日の料金の1/3から1/2の金額になる。

<福井委員>

これからまだいろんなことを決めていかなければならないということだが、4月から施設を運営していかなければならない中で、それはいつ決めるのか。

<ふるさと創生課長>

まだ外構工事や、施設の整備工事が残っているので、オープンは9月か10月頃になると思うが、それまでに準備をしていきたい。

条例については、いろいろな事前の準備を行っていくために、今回、提案させていただいている。

<三上副委員長>

条例はとりあえず作って、細かい施行規則等を9月、10月までに足していくという認識でよいか。

<ふるさと創生課長>

そのとおりである。

詳細が決まったら、委員会で報告させていただきたい。

(質疑終了)

13 : 42

(市長公室 退室)

(生涯学習部 入室)

13 : 44 ~

【生涯学習部】

(1) 第45号議案 亀岡会館条例を廃止する条例の制定について

生涯学習部長	あいさつ
市民力推進課長	説明

《質疑》

なし

(2) 第46号議案 亀岡市交流会館条例の一部を改正する条例の制定について

市民力推進課長	説明
---------	----

《質疑》

<福井委員>

目的外使用料に係る規定を設けるということだが、交流会館の場合、何が目的外使用となるのか。

<市民力推進課長>

来年度からになるが、1階の天然砥石館、2階のレストランが目的外使用となる。

<福井委員>

教育研究所は従来からあるので、目的外使用とはならないのか。

<市民力推進課長>

教育研究所については、すでに条例が定められているので、目的外ということではなしに、主体的な使用ということになる。

(質疑終了)

13 : 52

(生涯学習部 退室)

(総務部 入室)

13 : 54 ~

【総務部】

(1) 第47号議案 亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部を改正する条例の制定について

総務部長	あいさつ
総務課長	説明

《質疑》

<福井委員>

今までにリース契約の規定がなかったのか。逆に、この規定がないと契約できないのか。また、この条例をとおすと、何でも契約ができるのか。

<総務課長>

地方自治法の中で、長期継続契約ができる契約として、電気・ガス、もしくは電気通信役務の提供を受ける契約、又は不動産を借りる契約、その他政令で定める契約というふうに定められている。そして、政令の中では、物品の借入れ、又は役務の提供というふうに定められているが、この中で現在、条例で定められてなかったのが物品の借入れだけであり、他の契約については、すでに規定がされている。

<田中委員>

条例案要綱の中にある「庁舎その他市が管理する施設」とは、具体的にはどこか。

<総務課長>

上下水道庁舎や出先機関すべてである。

(質疑終了)

(2) 第48号議案 亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について

自治防災課主幹 説明

《質疑》

なし

14:00

(総務部 退室)

(会計管理室 入室)

14:02～

【会計管理室】

(1) 第8号議案 平成30年度亀岡市曾我部山林事業等別会計予算

(2) 第12号議案 ～ 第41号議案

平成30年度亀岡市亀岡財産区特別会計予算

他29財産区特別会計予算

会計管理室長 あいさつ

財産管理課長 説明

《質疑》

なし

(3) 第49号議案 亀岡市債権管理条例の制定について

会計管理室長 概要説明

財産管理課長 説明

《質疑》

＜田中委員＞

市の債権総額は。

また、回収見込みのない債権は、概ねどれくらいあるのか。

＜財産管理課長＞

平成28年度末の未収入の債権は、総額で約11億6600万円である。

債権放棄ができる債権は、各担当課で把握しているが、建築住宅課の所管する住宅使用料については、情報提供により財産管理課で把握しており、死亡が8件で約200万円、転出不明が4件で約500万円、計12件で約700万円と聞いている。

＜福井委員＞

亀岡に住んでおられて、生活保護を受けておられない人の支払い能力のあるなしは、何ではかれるのか。

＜財産管理課長＞

第6条において、徴収の方針を規定しているが、市債権に係る債務者の支払能力、その他必要な情報の把握に努めるとしている。

市債権の放棄については、本人の了承を得て実施する資力の調査等により、適切に判断していきたいと考えている。

＜小松委員＞

第9条第3号で、債務者が失踪、行方不明、その他これに準ずる事情にあり、徴収の見込みがないと認められるときには、債権を放棄するということだが、どの程度調べるのか。市が調べるのか。どこかに依頼するのか。

＜財産管理課長＞

住民票を置いておられても、実際におられないということであれば、近隣の方に話を聞いたりして情報を得るようにしている。

＜会計管理室長＞

住民票を置いておられることによって、税金等が賦課され、未納の場合は督促状や催告書を送ることになるが、それが未着の場合は現地に行って調査を行う。

実際に住んでおられない場合は、市民課に不現住の調査を担当課から依頼することになる。

市民課はその調査依頼に基づき、親族の戸籍の附票を取ったり、直接、親族に聞いたりして調査し、それでも実際に住んでいる所が不明であれば、住民票を削除する手続きを行う。

＜三上副委員長＞

第8条の強制執行等については、地方自治法施行令第171条の2から4までの規定に基づき、強制執行等の従来からの必要な措置をとることについて、職員が共通認識を持つということであって、新たに何かをするということではないという認識でよかったか。

＜財産管理課長＞

そのとおりである。

(質疑終了)

14 : 33

(会計管理室 退室)

(教育部 入室)

14:35～

【教育部】

**(1) 第50号議案 亀岡市立学校施設使用料条例の一部を改正する条例の
制定について**

教育部長 あいさつ
学校教育課長 説明

《質疑》

＜福井委員＞

亀岡中学校の若木の家ということで、建設以来ずっときているが、亀岡中学校に所属させておかなければいけない理由は何か。

＜学校教育課長＞

今回、使用料をいただくのは、目的外使用ということで、大人の方の社会教育活動に対して使用料をいただくこととなる。

若木の家については、基本的に学校教育施設ということで、校区内の関係もあって、亀岡中学校の施設としている。今まで議員の皆さんからも指摘をいただいております、社会教育施設として位置付けることについても検討してきたが、そうすると、消防・建築関係、旅館業法関係等の問題が出てくる。

ネックになるのは、木を使った施設ということであり、それは学校教育施設としては特例が認められているが、社会教育施設ということになれば、幼児から高齢者まで不特定多数の方が使用するという事で、基準が上がって、s 木ではなく難燃材にしなければならない。天井から床まですべて変えていかなければならないということで、4～5千万円の改修費が必要となってくる。そうすると31年経過している施設に、そこまでお金をかけるのもどうかということも議論され、そうであればもう少し少ない金額で整備して、使用料をいただくということで、そういう形をとらせていただいているものである。

(質疑終了)

**(2) 第51号議案 亀岡市公民館設置及び運営に関する条例の一部を改正する
条例の制定について**

社会教育課長 説明

《質疑》

＜田中委員＞

中央公民館が耐震で問題があるというのは理解するが、残りの篠と吉川の公民館の耐震はどうか。調査されたのか。

＜社会教育課長＞

調査は行っていない。

(質疑終了)

14:46

(教育部 退室)

4 討論～採決

(委員間討議なし)

《討論》

＜田中委員＞

第42号議案に関して、退職手当の位置付けについては、長年の勤続に対する報償という意味のことを説明されたが、公務員の場合、退職しても失業保険に代わるものもないし、報償といいながら、民間企業であれば退職手当というのは勤務条件であり、賃金の一部であり、それを官民比較ということでされたということが1点、また、職員にとって平均72万円、多い人で80万円を超える退職金が減額されるということで、生活設計にも大きな影響を与えることになるので、反対したい。

＜小松委員＞

全体を通して、条例の制定、改正議案については、反対する理由が見当たらないので賛成とする。

《採決》

＜奥野委員長＞

賛成者は挙手願う。

第 8 号議案（曾我部山林事業会計予算）	挙手全員	可決
第12号議案～第41号議案 （亀岡財産区ほか29財産区特別会計予算）	挙手全員	可決
第42号議案（職員の退職手当に関する条例等の一部改正）	挙手多数 （反対：田中委員、三上委員）	可決
第43号議案（亀岡市職員等の旅費に関する条例の一部改正）	挙手全員	可決
第44号議案（亀岡市移住・定住促進施設設置条例の制定）	挙手全員	可決
第45号議案（亀岡会館条例の廃止）	挙手全員	可決
第46号議案（亀岡市交流会館条例の一部改正）	挙手全員	可決
第47号議案（亀岡市長期継続契約を締結することができる契約を定める条例の一部改正）	挙手全員	可決
第48号議案（亀岡市消防団員等公務災害補償条例の一部改正）	挙手全員	可決
第49号議案（亀岡市債権管理条例の制定）	挙手全員	可決
第50号議案（亀岡市立学校施設使用条例の一部改正）	挙手全員	可決

《指摘要望事項》

＜田中委員＞

第49号議案の亀岡市債権管理条例（案）について、その運用なり施行については慎重にされたいということを入れていただきたい。

＜福井委員＞

委員長報告の中にいれていただくということであれば、結構である。

＜田中委員＞

条例（案）そのものについての指摘要望ではないが、会計管理室が全体をもう少し適確に把握していただきたいと思う。

＜竹田委員＞

指摘要望に入れるのか、入れないのか明確にしていきたい。

福井委員からあった、委員長報告に入れていくということの整理をしていただきたい。

＜奥野委員長＞

田中委員の言われたことを指摘要望として入れるのか、委員長報告の中に入れるのか、どちらがよいか。

＜小松委員＞

委員長報告の中に入れていけばよい。

＜事務局次長＞

今、委員長報告の中に入れるといただいているのは、指摘要望でなく、そのような意見があったということを入れていくということでよいのか。

＜三上副委員長＞

質疑の中では、そのような意見は出されていない。

強制執行等については、税機構に移行される部分も含めて、新たな局面を迎えているので、そういう意味では、指摘要望事項として入れてもよいのではないかと。

＜福井委員＞

委員長報告の中で指摘要望を行うこと以外に、別の表現があるのか。

＜事務局次長＞

指摘要望については、委員の総意により、委員長報告の中で表記することはできるが、それ以外ということであれば、各委員からの意見として表記することも可能である。ただ、質疑の中では、そのような意見は出されていなかったということである。

＜竹田委員＞

質疑の中では、意見はなかったが、指摘要望の段階ではそのような意見が出されたということで、表記すればよいのではないかと。

＜奥野委員長＞

そのような取扱いでよいのか。

＜小松委員＞

それでよい。

＜山本委員＞

指摘要望というよりは、もう少し軽い要望的な内容であると考えます。

<福井委員>

条例を作って債権管理をする以上は、やはり会計管理室がしっかり全体を把握する必要があると考えるので、そういうことであれば指摘要望してもよいのかもしれない。

<三上副委員長>

各委員から出していただいた意見を調整させていただき、皆さんの了承が得られれば、指摘要望を出していけばよいのではないかな。

<田中委員>

もう少し時間があるので、十分調整いただきたい。

<事務局次長>

指摘要望とするのか、要望的な表現にするのか、どちらにするのか確認願う。

<田中委員>

趣旨が理事者に伝わればよいのではないかな。

特に、こだわりはない。

<奥野委員長>

それでは、委員長報告の内容は、正副委員長に一任願う。

— 全員了 —

15 : 20

5 陳情・要望について

- (1) 平成30年度「給与所得等に係る市民税・府民税特別徴収税額の決定・変更通知書（特別徴収義務者用）」への個人番号記載の中止を求める陳情書聞き置く程度とする。

6 審議会委員等の選出について

- (1) 亀岡市防災会議委員<委員長>1名（H30.6.1から2年間）
奥野委員長を選出

7 その他

- (1) 議会だよりの掲載内容について
一般会計補正予算の下記の2項目とする。
・会館運営経費（亀岡会館除却）
・小中学校建設費（空調設備・トイレ改修）
- (2) わがまちトークでの意見対応について
東本梅町自治会（30.1.20（土））
千代川自治会（30.2.3（土））

意見対応については、別紙のとおり。
- (3) 他都市先進地行政視察について

次回に協議・決定する。

（４）月例開催について

案件は、他都市先進地行政視察の事前調査など
日程は、４月２５日（水）午前１０時から

（５）次回の日程について

３月２６日（月）午前
委員長報告の確認ほか

散会 ～ １５：５２